

志木市職員の懲戒処分について

1 概要

(1) 国民健康保険納税通知書の二重送付及び送付漏れ

当該職員は、令和4年7月13日、国民健康保険の同年5月異動の被保険者8人に対して、同年6月と7月に同一内容の納税通知書を二重に送付し、また、同年7月に送付すべき6月異動の被保険者7人に対して、納税通知書を送付しなかったものである。

(2) 国民健康保険納税通知書の公示送達漏れ

令和4年12月1日、郵便に付したものの返戻のあった国民健康保険税の納税通知書49人分について、公示送達の手続きにより納税告知を行うべきところ、その処理を怠ったものである。

(3) 国民健康保険税納付書の送付誤り

令和5年2月13日、国民健康保険の同年1月異動分の納付書1枚を、当該被保険者とは別人に送付したものである。

(4) 国民健康保険税の賦課誤り

令和5年2月20日、国民健康保険税の賦課決定は法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以降においてはこれを行うことができない（地方税法第17条の5第3項）にもかかわらず、期限を経過した被保険者10人に対して、誤った賦課決定を行って納付書を送付し、うち9人に保険税合計1,372,900円を誤納付させたものである。

(5) 処分

地方公務員法第29条第1項第3号の規定により戒告とした。

なお、管理監督者は、業務について適切な指導監督を行わず、不適切な本件非違行為を見落した責任は重く、管理監督責任を免れることはできない。よって、訓告とした。

2 当該職員

- (1) 所属部署 子ども・健康部 保険年金課
(2) 職名 主任
(3) 年齢・性別 54歳・女

3 処分年月日 令和5年3月29日

4 処分内容 戒告

5 処分による影響

- (1) 昇給・昇格 1年間昇給及び昇格しない
(2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の10を減じる。

6 村山 修（むらやま おさむ）総合行政部長のお詫びのコメント

市民の信頼に応える市役所づくりを推進している中において、職員による不適切な事務処理を繰り返した行為は、市民の信頼を毀損し、地方自治への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、なお一層、法令遵守の徹底に努めてまいります。

記者発表資料
令和5年3月29日
総合行政部人事課
担当者／副課長 栗原 穂波
電話番号／048-473-1120

志 木 市